

高 第 1011 号の 30  
令和 3 年 1 月 22 日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

新型コロナウイルス感染症患者が退院する場合の介護施設での受入れ  
円滑化等について（緊急協力依頼）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準や退院患者の介護施設での受入れについては、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省事務連絡。以下「厚労省通知」という。）等により周知させていただいているところですが、新型コロナウイルス感染者が 1 人でも多く迅速かつ適切な入院医療を受けられる体制を確保するため、介護施設における退院患者の受入れの更なる円滑化を図ることが急務となっています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る県下の状況に深い御理解いただくとともに、上記厚労省通知及び下記に御留意いただき、改めて、介護施設における退院患者の円滑な受入れに御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、下記退院患者の受入れの円滑化の取組を含め、本日（22 日）開催の「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部」では、クラスターが発生した施設で利用者が療養する際の健康管理体制確保支援や自宅待機者で介護サービスを必要とする場合の支援等、現下の感染状況を踏まえた対策を示しております（別添兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料）。これらの対策の詳細等については追ってお知らせいたしますので、現時点でのお問い合わせは控えていただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準は、国内外の知見に基づき、以下（注 2）のとおりとされていること。

これらの方は、感染性が極めて低いことから退院可能とされているものであり、無症状病原体保有者が検体採取日から 10 日間経過した場合等、検査が実施されな

くても退院基準を満たすものがあること。

(注1) 上記「10日間」は、既に感染者となった患者の感染性が極めて低くなるとされる期間ですので、検査で陽性が確認されていない濃厚接触者の健康状態の観察期間とされている「14日間」とは異なるものであることに御留意ください。

(注2) 退院基準（別添厚労省通知参照）

**【有症状者の場合】**

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

**【無症状病原体保有者の場合】**

- ①検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査で24時間

2 1を前提とした上で、介護施設における退院患者の受入れの更なる円滑化を図るため、本日(22日)の「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、以下のとおり、県による退院基準満了証明(仮称)の発行、社会福祉施設への退院受入支援の実施の方針を示していること。

(別添兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料(抄))

**3 社会福祉施設への回復者の受入促進**

**(1) 退院基準満了証明(仮称)の発行**

県が回復者の退院基準満了証明を行い(医療機関が交付)、社会福祉施設への円滑な受入を促進

**(2) 社会福祉施設への退院受入支援の実施**

退院にあたって、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入支援を実施

- ① 期間 緊急事態措置期間中
- ② 内容 1名受入れあたり10万円(定額:10千円×10日間程度)

3 厚労省通知(別添参照)により、「施設系及び居住系サービス事業所において、本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しない」とされていること。このため、このようなケースに該当する場合には、介護保険法第23条及び第24条の規定に基づく指導において、改善報告を求める対象となり得ること。

高齢政策課介護基盤整備班  
電話(代表):078-341-7711  
通所系、訪問系:3107、2944、2945、2733  
施設系:2950、2951、2943  
e-mail:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp